

特定子ども・子育て支援施設等の確認について

「確認」の趣旨・概要

幼児教育・保育の無償化に伴う給付を行うにあたり、各施設等が給付の対象施設に求める基準を満たしているかどうかを市が把握するため、新たに確認が必要となります。

市町村による確認は、子ども・子育て支援法第7条第10項において、「子ども・子育て支援施設等」として規定されたものが対象となり、市の確認を受けていない施設は無償化の対象とはなりませんのでご注意ください。

施設類型	運営基準	確認の申請に際し必要な書類
全施設等共通	特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第53から第61条 →参考資料1 P.1 ・ <u>提供した内容の記録</u> *2 ・ <u>領収書の交付</u> など	・確認申請書 →参考資料2 ・定款・寄附行為等及びその登記事項証明書等 ・役員の氏名、生年月日、及び住所の一覧 ・誓約書（支援法第58条の10第2項の規定）
私立幼稚園 第2号*1	学校教育法に基づく設置基準 →参考資料1 P.3 ・学級の編成に関する規定 ・教職員に関する規定 ・施設及び設備に関する規定 など	・学校教育法による認可を証する書類の写し
幼稚園等における預かり保育 第5号*1	支援法施行規則第1条の2 →参考資料1 P.7 ・ <u>職員の数及び資格</u> ・ <u>提供する保育の内容</u> ・ <u>一日当たりの時間及び期間に関する規定</u> など	・職員名簿・施設の図面

<p>認可外保育施設 第4号※1</p>	<p>支援法施行規則第1条 →参考資料1 P.9 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>保育士等の数及び資格</u> ・<u>保育室等の構造、設備及び面積</u> など </p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県に届け出た設置届及び変更届の写し ・ 料金表・利用案内
<p>一時預かり事業 第6号※1</p>	<p>児童福祉法施行規則第36条の35 →参考資料1 P.15 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業類型に応じた保育に従事する者の数及び資格 など </p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県に届け出た設置届及び変更届の写し ・ 料金表・利用案内
<p>病児・病後児保育事業 第7号※1</p>	<p>支援法施行規則第1条の3 →参考資料1 P.19 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保育士・看護師等の数及び資格</u> など </p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県に届け出た設置届及び変更届の写し ・ 料金表・利用案内・施設の図面

※1 子ども・子育て支援法第7条第10項の該当項目を示します。

※2 運営基準のアンダーラインが引いてある項目は今回の改正で新たに加わった内容となります。